事 務 連 絡 平成16年9月22日

各保険医療機関 各保険薬局 各訪問看護ステーション 殿 各施術取扱者

徳島県国民健康保険団体連合会

市町村合併に伴う診療報酬請求書等の取扱いについて(お知らせ)

平素は、本会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、この度市町村合併により平成16年10月1日付けで吉野川市(旧鴨島町川島町、山川町、美郷村)が発足し、国民健康保険の保険者番号及び老人保健の市町村番号が改定され、新被保険者証等が交付されます。

つきましては、これに伴う請求等を別紙「市町村合併に伴う診療報酬請求書等の取 扱いについて」の方法とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお 願い申し上げます。

なお、今後、合併が順次行なわれてまいりますが、同様の取扱いとし、番号の改定 があり次第お知らせいたしますのでご承知おきください。

担当 審査課 1型 (088) 666 -0114

市町村合併に伴う診療報酬請求書等の取り扱いについて

- 1、合併に伴う保険者番号及び市町村番号の改定について別紙1のとおり改定されることになりました。
- 2、被保険者証の取扱いについて

合併に伴い吉野川市は、新たな被保険者証・老人医療受給者証等を発行予 定です。

被保険者証・老人医療受給者証等の色については別紙2のとおりです。

したがって、平成 16 年 10 月 1 日以降の診療についてはこれまでの旧の証は使用できなくなりますので、継続して診療を受けられている方についても必ず被保険者証・老人医療受給者証等を確認して下さい。

- * 平成 16 年 10 月以降診療分について、旧被保険者証の記号番号、旧老人 医療受給者証の番号で請求されたレセプトについては、返戻させていた だくことがありますのでご注意下さい。
- 3、平成 16 年 10 月以降の診療報酬請求書等の取扱いについて 平成 1 6 年 1 0 月診療分以降のレセプトは、暫くは月遅れ請求分等が 混在することになりますので、これらを分けて作成してください。

平成16年9月診療分までの請求書には、旧保険者の保険者番号 を記入してください。

平成16年10月診療分から新しい保険者番号を記入してください。

4、請求書及びレセプトの編綴方法について

基本的に編綴方法は、従来と同じです。

平成16年9月診療分以前の返戻・過誤・請求もれ等で発生した月遅れについては、別綴じになります。

平成16年10月1日改正

改定後					改定前						
	国保一般		36	051	1		国保一般		36	032	1
吉野川市	国保退職	67	36	051	1	鴨島町	国保退職	67	36	032	1
	老人保健	27	36	051	0		老人保健	27	36	032	0
	身体障害者福祉法による更正医療・	15	36	051	4		身体障害者福祉法による 更正医療	15	36	032	4
	知的障害者入所更生施設等医療費	53	36	606	8		知的障害者入所更生施設等医療費	53	36	678	7
	重度心身障害者医療費母子医療費	46	36	051	7		重度心身障害者医療費 母子医療費	46	36	032	7
	乳幼児医療費	45	36	051	8		乳幼児医療費	45	36	032	8
							国保一般		36	033	9
	吉野川市						国保退職	67	36	033	
	被保険者証の記号					川島町	老人保健	27	36	033	{
	0000-0000	000	9				身体障害者福祉法による 更正医療	15	36	033	-
	4桁 7桁	ī					知的障害者入所更生施設	53	36	679	
							等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費	46	36	033	1
						乳幼児医療費	45	36	033	-	
							国保一般		36	034	i
							国保退職	67	36	034	
									00	034	
							老人保健	27	36	034	-
						山川町	身体障害者福祉法による	27 15			(
						山川町	身体障害者福祉法による <u>更正医療</u> 知的障害者入所更生施設		36	034	(
						山川町	身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費	15	36 36	034 034	1
						山川町	身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費	15 53	36 36 36	034 034 680	1
						山川町	身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費	15 53 46	36 36 36 36	034 034 680 034	; ;
						山川町	身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費 乳幼児医療費	15 53 46	36 36 36 36 36	034 034 680 034 034	-
						山川町	身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費 乳幼児医療費	15 53 46 45	36 36 36 36 36	034 034 680 034 034	3
						山川町	身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費 乳幼児医療費 国保一般 国保J職 老人保健 身体障害者福祉法による	15 53 46 45 67	36 36 36 36 36 36 36	034 034 680 034 034 035	;
							身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費 乳幼児医療費 国保一般 国保退職 老人保健 身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設	15 53 46 45 67 27	36 36 36 36 36 36 36 36	034 034 680 034 034 035 035	
							身体障害者福祉法による 更正医療 知的障害者入所更生施設 等医療費 重度心身障害者医療費 母子医療費 乳幼児医療費 国保一般 国保退職 老人保健 身体障害者福祉法による 更正医療	15 53 46 45 67 27 15	36 36 36 36 36 36 36 36 36	034 034 680 034 034 035 035	;

吉野川市国民健康保険被保険者証等について

No.	各種様式		色	
1	国民健康保険被保険者証(一般)	若		草
2	国民健康保険被保険者証(退職)	び		わ
3	国民健康保険高齢受給者証(一般・退職)		空	
4	国民健康保険標準負担額減額認定証(一般・退職)	V	ŧ	ン
5	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(一般・退職)	IJ	んど	う
6	国民健康保険特定疾病療養受療証(一般・退職)		白	

吉野川市老人医療受給者証等について

No.	各種様式		色
1	老人保健医療受給者証	Ľ	ンク
2	老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	黄	緑
3	老人保健特定疾病療養受療証	薄	灰